

皆さんのお住まいの地域で、民生委員と呼ばれる方々が活動されていることと思いますが、民生委員とはどのような方ですか？

⇒民生委員とは、みなさんが地域で安全に安心して生活できるよう活動してくれているボランティアの方々です。それぞれの担当地域で、住民の困りごとや心配ごとを聞いて話し相手になり、必要な場合には適切な支援を利用できるよう、専門機関を紹介するなど、地域のみなさんに寄り添った活動をしています。

身分や職務内容については、民生委員法という法律で決められていて、厚生労働大臣から委嘱される非常勤の地方公務員として活動していますが、“ボランティア”という位置付けなので、実際にかかる活動経費以外の給与などはありません。

また民生委員は、子どもや子育ての困りごとの相談にのる「児童委員」という役割を兼ねていて、正式には「民生委員・児童委員」と呼びます。

住民の困りごとや心配ごとに寄り添ってくれるとのことですが、具体的には、どのようなことをされているのですか？

⇒一人ひとりが担当する地域が決まっています。担当地区内のひとり暮らしの高齢者や、障がいがある方、赤ちゃんが生まれたお宅などを訪問して、話し相手になるなど、地域の方の身近な相談相手になっています。また、困りごとを抱えている方に対しては、必要な助言を行い、利用可能な福祉サービスの窓口を紹介するなど、適切な支援機関への「つなぎ役」としても活動していただいています。もちろん、相談内容や職務上知り得た秘密は守ることが、民生委員法で決められていますのでご安心ください。

困っていても、どこに相談していいのかわからないか不安に思っている方などいるかもしれませんから、とても頼もしい存在ですね。

⇒はい、地域にとっては、欠かせない存在です。

さらに、民生委員の皆さんには、地域ごとに特色ある取り組みをたくさんしてもらっています。

例えば、家に閉じこもりがちな高齢者などが集まる「サロン」を開いたり、登下校時に通学路に立って見守りやあいさつ運動を行ったり、最近では地域の子どもたちに栄養のある食事や交流の機会を提供する「子ども食堂」を開催している地域もあります。また各地域に「民生委員児童委員協議会」という協議会が設置されていて、定期的に民生委員・児童委員が集まり、委員同士の情報交換を行ったり、支援方法を相談しあったりと、委員同士で協力した取り組みを進めています。

ところで、県内では、どれくらいの民生委員・児童委員の方がいらっしゃるんですか？

⇒県内では約4千人の方に活動してもらっています。

民生委員・児童委員の任期は法律で3年と決められていて、昨年12月には、3年に1度、日本中の民生委員が新しく委嘱される「一斉改選」が行われました。

三重県でも約4千人の委員の改選により、約4割の方々が新しく選ばれ、残りの約6割の方が再任されて、それぞれ委員として活動をスタートしていただいています。

地域の高齢化に伴い民生委員・児童委員の平均年齢も66.7歳と少しずつ上昇していて、なり手の確保が難しくなっているという大きな課題がありますが、その一方で、20代や30代の若い世代の方にも民生委員・児童委員として活躍していただいています。

地域にとって欠かせない存在とのことから、この大切な制度を次の世代に引き継いでいかなければなりませんね。

⇒はい。三重県における民生委員制度の始まりは、大正12年に、現在の制度の前身にあたる「方面委員」という制度が始まったことに遡り、今年、民生委員制度創設100周年の節目の年にあたります。そもそも民生委員制度の原点は、大正6年に岡山県でできた貧困者の救済を目的とする「済世顧問制度」であり、長い歴史と実績のある制度であると言えます。

なり手不足という大きな課題がある一方で、委員の中には若い世代の方も活動されているという明るいお話もありましたが、県として今後、どのような取り組みが必要と考えていますか？

⇒民生委員・児童委員の「なり手」が見つかりにくくなっている要因の一つは、活動内容が地域のみなさんに十分理解されていないことにあると言われています。

令和4年3月に、全国民生委員児童委員連合会が行った（1万人）アンケート調査によると、民生委員を知っている人の割合は5.4%と低く、民生委員活動が皆さんに知られていないことが明らかになりました。

その一方で、将来民生委員になってみたいと回答した人の割合は、10代から20代が約25%と最も高く、民生委員活動や地域福祉活動への若い世代の関心度は低い訳ではないということもわかりました。